

処方せん  
(この処方せんはどの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号	保険者番号
公費負担医療の受給者番号	被保険者証・被保険者番号の記号・番号
① 患者氏名	氏名 日立 太郎
② 年齢	生年月日 昭和 30年 3月 3日 (男) 女
③ 薬名	処方機関 ●●県●●市●●町1-1 ●●大学歯学部附属病院 及び名称
④ 分量	電話番号 012-345-6789 保険医氏名
⑤ 用法・用量	⑥ 発行年月日 平成 18年 5月 29日 処方せんの使用期間 平成 年 月 日 負担率 % 診療料
	⑦ 使用期間
	⑧ 名称、所在地
	⑨ 記名押印
	⑩
	⑪
	⑫
	⑬
	⑭
	⑮
	⑯
	⑰
	⑱
	⑲
	⑳
	㉑
	㉒
	㉓
	㉔
	㉕
	㉖
	㉗
	㉘
	㉙
	㉚
	㉛
	㉜
	㉝
	㉞
	㉟
	㊱
	㊲
	㊳
	㊴
	㊵
	㊶
	㊷
	㊸
	㊹
	㊺
	㊻
	㊼
	㊽
	㊾
	㊿

図 1-27 処方箋の記入例

23条に規定されたものが利用されている(図 1-27)。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)への変更を認めない場合に署名を行う。

基本的に医薬品名は、局方名、商品名、一般名を用いる。

分量は、内服では1日量あるいは1回量、頓服では1回量、外用では投薬総量を記載する。

処方箋に用いる用語は自国語で記載するのを原則としている。近年、患者の知る権利を保障するためのカルテ開示の傾向もある。カルテの電子化も進められている。

3) 電子処方箋

電子処方箋は、オンライン資格確認の仕組み(オンライン資格確認等システム)を基盤に、医師や歯科医師、薬剤師間で処方箋を電子的にやり取りする仕組みである。

クラウド上に構築された「電子処方箋管理サービス」を経由することで、医療機関と薬局で共通情報を相互に参照できるようになる。2023年1月から運用が開始されている。メリットとしては、紙の処方箋を持ち歩かなくても済むので利便性が向上すること、また医療機関での重複投与

や薬の併用禁忌を予防できることなどがある。

4) リフィル処方箋

症状が安定している患者について、医師の処方により医師および薬剤師の適切な連携のもと、一定期間内に処方箋を反復利用できる仕組みがリフィル処方箋である。

保険医療機関の保険医がリフィルによる処方が可能と判断した場合には、処方箋の「リフィル可」欄にレ点を記入する。

3 処方箋の保存

処方箋の保存は、麻薬処方箋とは区別して保存する。

医療機関では、保険扱いの処方箋は3年間保管する。

用法、分量、用量

処方箋には分量、用法、用量を記載することになっている(医師法施行規則第21条、歯科医師法施行規則第20条)。

分量とは1日当たりの投与量、頓服では1回当たりの投与量を示す。

用法とは1日当たりの服用回数、服用時期(食前、食後、就寝前、疼痛時など)を示す。

用量とは慣習的には投与日数のことを示す。しかし、薬剤師会の調剤指針では「薬剤の投与総量」とし、1日の分量に投与日数を乗じた値を提唱している。この点では不統一である。

(堀了平 監修: 医療薬学, 第4版, 廣川出版, 2005)

アドレナリン、エピネフリン

第十五改正日本薬局方では、エピネフリンはアドレナリンに名称変更された。しかし、従来通り両者の名称を覚えておくことは大切である。アドレナリンは1900年に高峰譲吉と上中啓三により牛の副腎から結晶化された。同時期に米国のエイベルは羊の副腎から分離してエピネフリンと名づけた。アドレナリン adrenaline もエピネフリン epinephrine も同じ物質である。adrenaline はラテン語の adrenal (副腎) から、epinephrine はギリシャ語の epi (上) と nephrose (腎臓) から由来している。アドレナリンは副腎髄質より分泌されるホルモンで、神経伝達物質でもある。

疑義照会

薬剤師は、処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師、歯科医師または獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認するが、そのことを疑義照会という。

ジェネリック

ジェネリック (generic drug) とは後発医薬品のことであり、先発医薬品の特許が切れたのち、臨床試験などを省略して許可された、有効成分、品質、効能が同じで、より安価な薬である。国はジェネリックが市場に出回るにより、医療費の節約が期待できることから支援の方向にある。しかし、医療関係者には品質、先発医薬品との同等性に対する疑念もある。